（支給停止解除の申請）

第四十一条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～四　（略）

五　厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

六～十　（略）

３～６　（略）

（胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求）

第四十二条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　出生した子の生年月日及びその子と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し

三　（略）

４　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第四十八条　（略）

２　（略）

３　第一項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

三～八　（略）

４～６　（略）

（裁定の請求）

第六十条の二　法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・一の二　（略）

二　夫の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに基礎年金番号

三～五　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　夫の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～六　（略）

３・４　（略）

（裁定の請求）

第六十一条　法第十六条の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・一の二　（略）

二　死亡者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに基礎年金番号

三～五　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～四　（略）

五　厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本

六～十　（略）

３～６　（略）

（胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求）

第四十二条　（略）

２　（略）

３　第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　出生した子の生年月日及びその子と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

三　（略）

４　（略）

（支給停止事由消滅の届出）

第四十八条　（略）

２　（略）

３　第一項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　厚生労働大臣が指定する者にあつては、その者と被保険者又は被保険者であつた者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本

三～八　（略）

４～６　（略）

（裁定の請求）

第六十条の二　法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・一の二　（略）

二　夫の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に夫の基礎年金番号を記載する者にあつては、夫の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～六　（略）

３・４　（略）

（裁定の請求）

第六十一条　法第十六条の規定による死亡一時金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・一の二　（略）

二　死亡者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した年月日並びに個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）